

## 「住宅エコポイント制度」のその後（日本）

### 1. 「住宅エコポイント制度」とは？

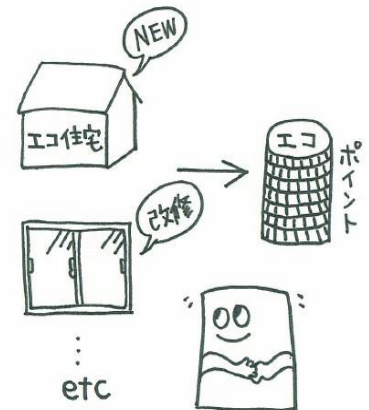
環境に配慮した住宅を新築またはリフォームした場合に、政府が一定のポイントを発行する制度です。このポイントは、特定の商品（商品券やプリペイドカードなど）と交換できたり、追加工事の費用に充てることができます。予め決められた基準を満たすエコ住宅の新築には、一律30万ポイント。外壁や窓、そして屋根や天井の断熱改修を行った場合にも、所定のポイントが給付されます。この制度は、温暖化対策の推進と経済の活性化を図るために、当時の鳩山内閣が2009年度の第2次補正予算で開始。2010年3月からポイントの申請を受け付けています。実施期間は、2011年12月末までの予定です。

### 2. 最近の動向

複数の省で構成する「住宅エコポイント事務局」は今年、3月の受付開始時から10月末までの総発行対象戸数が23万1,856戸、総発行ポイント数が334億ポイントであることを発表しました。

発行済ポイントの内訳を見ると、新築が250億ポイント（全体の75%）、リフォームが84億ポイント（同25%）となりました。新築住宅の発行済ポイントの割合が多いのは、リフォームよりも新築住宅の方が一戸当たりのポイントが多く支給されるからです。

また、リフォームの内容で目立つのは、窓の断熱改修です。リフォームのポイント全体の8割以上が、この窓の断熱改修に発行されています。窓は部分的な改修で済むため、その手軽さが受けているようです。



### 3. 今後の展開

これまでの「住宅エコポイント制度」の利用状況を地域別に見ると、その多くが日本海側に集中しています。これは、冬場の降雪量が多いこの地域では、暖房効率の向上や、窓ガラスの結露を防ぐことを目的とした断熱対応の需要が高いからです。政府は、新たに「ソーラーシステム」もこの制度の対象に組み入れる方針を決めています。日照時間が長く、温暖な九州・四国、瀬戸内などの地域でも、制度の活用が今後伸びていくものと思われます。日本は環境を守る大切さを世界に発信し始めた国ということもあり、自らにも高い目標を設定しています。中長期的な課題となる温暖化対策の一環としても、景気の足踏み感を和らげる経済対策の一つとしても、「住宅エコポイント制度」は重要な役割を担っています。

弊社マーケットレポート **検索!!**

2010年10月29日【デイリー No.723】日本の金融政策(10月)～実質ゼロ金利政策は2012年まで継続～

2010年10月12日【キーワード No.422】「家電エコポイント制度」見直しの影響(日本)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら！ ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

## 【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

### ●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社